

住宅ローン

平成29年6月23日現在

商 品 名	債務返済支援保険付住宅ローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・全国保証株式会社保証の住宅ローンを利用される方 ・一般社団法人しんきん保証基金保証の住宅ローンを利用される方 ・特住ローン（保証付でない住宅ローン）を利用される方 <p>以上の住宅ローンを利用される方で「債務返済支援保険加入意思確認書兼告知書」を提出し、保険会社より承認された方</p>
保険金支払事由	<p>保険対象期間開始日以降に被った就業障害により、免責期間（30日）を超えて就業不能（入院又は医師の指示による自宅療養）となった場合 （天災危険担保特約付ですから、地震・噴火・津波による天災事故も補償されます。）</p>
免責事項	<p>①次の事由に起因する就業障害には対しては、保険金は支払われません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・故意又は重過失 ・自殺、闘争又は犯罪行為 ・麻薬、あへん、覚醒剤等の使用 ・戦争、暴動等（テロ行為を除きます。）及び核燃料物質 ・妊娠、出産、早産、流産 ・頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛で他覚症状のないもの ・精神障害 ・自動車又は原動機付自転車の無資格運転又は酒酔い運転 ・発熱等の他覚症状のない感染、など <p>②保険対象期間の開始前に被った病気やケガによる就業障害に対しては、保険金は支払われません。</p> <p>※被保険者に詐欺の行為があったときは、保険契約は無効となります。</p>
保険金の額	<p>住宅ローンの年間返済額 ÷ 12 × 業務に就業できない月数 ただし、25か月が限度となります。 （1か月に満たない端日数がある場合、日割計算となります。）</p>
保険対象期間	<p>住宅ローンの第1回ローン返済日の属する月の第1日から脱退事由に該当するまで（脱退事由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務が完済されたとき ・金銭消費貸借契約が取消、解除されたとき ・住宅ローン債務者の年齢が満80歳に到達したとき
保険料	当金庫が支払います。
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はコンプライアンス部お客さま相談室（9時～17時、電話：072-621-9363）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター（06-6364-7644）東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記コンプライアンス部お客さま相談室又は全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス部お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせ下さい。</p>

北おおさか信用金庫